

総務政策委員会記録

開会年月日	令和3年3月16日
開会時刻	午前9時56分
閉会時刻	午前11時06分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木豊司 福井輝夫
担当書記	中野 諭
審査案件	議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算(第13号)(総務政策委員会関係分)
	議案第22号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
	議案第23号 伊勢市犯罪被害者等支援条例の制定について
	議案第24号 伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
	議案第25号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第26号 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
	議案第27号 伊勢市職員給与条例の一部改正について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長
	情報戦略局長、危機管理部長、危機管理部次長、防災施設整備課長
	消防長、消防次長、消防本部総務課長
	その他関係参与

審査経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、福井委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、3月1日の本会議において審査付託を受けた「議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算(第13号)中、総務政策委員会関係分」外6件を審査し、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時56分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において鈴木委員、福井委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る3月1日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました7件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算(第13号)中、総務政策委員会関係分】

◎小山敏委員長

それでは、「議案第12号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算(第13号)中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の38ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に40ページをお開きください。

40 ページから 59 ページの款 2 総務費を款一括で御審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、46 ページの項 1 総務管理費、目 22 交通政策費です。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

おはようございます。目 16 の車両管理費のところでは少しお聞かせいただきたいと思えます。

このマイクロバス感染防止対策事業に関してでございますが、予算としましては 123 万円の減額でございますが、3月12日の産業建設委員会の開会前にですね、感染症対策事業の執行状況ということで資料提供がなされております。

その資料提供に関連しまして確認をさせていただきたいと思うんですが、令和2年8月の11日の臨時議会におきまして、第6号となりますコロナ関連の補正予算が提出され、審議をされております。その際の質疑の中で私はですね、これまでの支援策の執行状況というか成果実績というようなものを伺ったことがありませんので、一度報告なり資料提供をいただきたい。そして、その後におきましてですね、節目節目での報告をいただきたいということでお願いを申し上げております。そのとき当局からは、これまでの支援策につきましては時期を見て、整理の上、進捗状況を報告させていただくという答弁であったわけでございますが、結局はA3、1枚分の執行済額のみ記載となります、この前もらった執行状況のペーパーでございます。

私はですね、市長、副市長もみえる議場の場におきまして約束をいただきました進捗状況の報告をですね、半年間首を長くして待っていたわけでございますが、今回いただいた資料というのは、全く支援内容が確認出来ないA3、1枚分の執行状況の表のみということでございます。これはいかなるものかなというふうに思っております。

そういう報告なりがないことからですね、市民の皆さんの支援の状況とかが把握出来ずにですね、次になる支援策というようなものも議論する場がなかったということが非常に残念に思っておるわけでございますが、そのような対応で、市長、副市長を含めての話なんですが、当局は了としておるのか、その辺いかがですか。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

今回の新型コロナウイルス関連の補正予算につきまして、少し説明が足らなかったところがあると思いますので御説明させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの影響の程度は詳細につかめない中、市としましては、これまでもお話ししてきましたとおり寄り添い、届ける、迅速に、この三つを基本方針としてコロナ対策事業を実施してまいりました。

対策事業の設定におきましては、通常の予算計上とはちょっと異なるものだというよう

な考え方から、予算書を提出する前に全員協議会もお開きいただきまして市の案を御説明し、議会からの御意見も頂戴しながら補正予算書としてまとめるような作業をしてまいりました。

しかしながら、迅速に支援を行いたい、こういった一心から市民や事業者の皆さんの実態調査、こういったものを行った上で事業を設定するというふうなことでは遅いというふうなことで、迅速にやりたかったということがございます。それで、できる限り多くの皆さんのほうを、対象者としてなるであろう皆さんのほうを想定しながら予算を計上してまいりましたので、事業の中には、多くの減額補正となったものも生じてしまった、こういった次第でございます。

それで、本日補正予算書の中におきましては、新型コロナウイルス感染症関連については、以上の背景から市の予算の計上の仕方ということにつきましては一定御了解いただきたいと思っております。

それと今、鈴木委員のほうからおっしゃっていただきました執行状況の詳細が分かりづらいという点につきましては、一旦お配りしました執行状況の報告用紙のほうは、金額をお示しする中で執行状況というふうな置き換えでさせていただきましたんですけれども、産建のほうでも御意見をちょうだいしましたところから、現在追加のというとえらい失礼ですけれども、詳細をもう少し分かりやすくしたものをお示しをしまして、今後の市としてのこの対策事業のほうへの、また御意見等もちょうだいできるような形にさせていただきたいと思っておりますので、御了解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

行政が取ってきてもらった支援策そのものは何とも言ってないんですよ。私は議場で、その結果、状況を報告してくださいと言ったときに、あなた報告するという話でしたすやんか。それがなかったもんで言うてるだけです。

それとですね、この資料におきましても、もらったときには精いっぱい資料という話でされておったと思うんですけど、それが12日の産建の中で議論する中でですね、また改めて出すというようなことになってきましたですよ。そこに僕は問題があると思うんですわ。

答弁も何もありませんけど、私、今回初めてではないんですよ。過去にも同じようなことで情けない思いしたことがあってですね、あなた方は何か人を見て仕事をしとる。人を見て対応しているような気が、また改めてその辺を確認したというような状況でございます。本当に非常に残念であるんですけど、そのことだけ言わさせてもらって終わります。

◎小山敏委員長

よろしいか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に、74ページをお開きください。
款3民生費、項5人権政策費を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、款3民生費の当委員会関係分の審査を終わります。
審査の途中ですが、当局説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分
再開 午前10時17分

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、114ページをごらんください。
114ページから117ページの款10消防費を款一括で御審査願います。
なお、当委員会の審査から除かれるのは、114ページの項1消防費、目4水防費及び
116ページの目5災害対策費、大事業2防災対策事業、中事業6避難行動要支援者対策事
業です。
御発言はありませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

消防費全体でお聞きしたいんですけど、今回最終予算が出たわけなんですけど、減額がほとん
どで、これコロナの影響も大きいと思うんですけど、特に消防費においてですね、大
きな減額になった要因を教えてくださいたいと思います。

◎小山敏委員長

消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長

それではお答えさせていただきます。消防本部で予算立ていたしました事業において、
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業につきましては、大きくは常備消防費の中
では応急手当普及啓発事業、また常備一般経費の中において研修や講習への参加費などご
ざいます。それと、非常備消防費におきましては消防団員報酬等経費でございまして、消
防団の訓練等の自粛から団員に支給いたします報酬が減額補正している主なものでござ
います。以上でございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

今御答弁あったんですけど、常備消防一般経費で職員さんの研修費がということだったんですが、これは伊勢でやられるのか東京かあちらのほうでやられとるんですか。

◎小山敏委員長
消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長

主なものに関しましては、県外の研修等が主なものでございまして、特に東京への研修などは控えておりました。以上でございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。今回全体的に減額という、コロナの影響があって減額やったんで、特に私が思ったのは、国からの負担金や補助金がまた返さないかなのかなというふうな思いがあったんでね、総務費から聞いてもよかったんですけど、全体で聞くと民生費とかそういうところの減額が非常に大きくなるのかなと思って、所管外になるといかないんでここで聞かせていただきました。ありがとうございます。

◎小山敏委員長
いいですか、他に御発言はありませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点だけ確認をさせていただきます。

117ページの災害対策費の中事業2の避難所等整備事業でございます。

今回の補正で7,568万7,000円の減額ということでございます。

当初予算におきましては2億6,225万円計上されておまして、災害用トイレや防災備蓄倉庫を整備するということになっていたと思うんですが、今回30%近くの減額となります。

この減額が全て執行残ということになるのか、当初予定しておりました事業が計画どおりに実施されたのかどうなのか、減額につきましてどのような内容となっておりますのか教えていただけますか。

◎小山敏委員長

防災施設整備課長。

●田端防災施設整備課長。

執行しなかったものというのはございませんでして、大きな要因としましては、請負差額による減とですね、あと下水道流下型マンホールトイレの初年度でございましたので、予算計上におきまして少し大きく見積りをしてしまったということでございます。以上でございます。

◎小山敏委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他にないようでありますので、款 10 消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、136 ページをお開きください。

款 13 公債費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、款 13 公債費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

◎小山敏委員長

次に、14 ページにお戻りください。

14 ページから 37 ページの歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、1 ページにお戻りください。

1 ページから 9 ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第 12 号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 12 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 13 号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 22 号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について】

◎小山敏委員長

次に、条例等議案書の 1 ページをお開きください。

1 ページから 46 ページの「議案第 22 号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお尋ねをさせていただきたいと思います。今回の改正はですね、従来、法の下、教育委員会のほうが管理し行動するということになっておりました文化及び文化財の保護に関する事務を市長部局に移管しようとするものでございます。

これまでも移管の趣旨説明を伺ってきておるんですが、私は余り移管の必要性をないように感じております。従来どおり教育委員会のほうで管理執行を行い、必要に応じ連携をするなり、また文化とか文化財の活用を図っていけばそれで済むことございまして、伊勢市においても管理執行ができるということでもって、わざわざ移管する必要がないように思っております。

条例制定に反対するわけではないんですが、従来どおり教育委員会のほうが所管することとなればですね、何か不都合といいますか、これからの行政執行に支障となるようなものが生じてくるのか、その辺お聞かせいただきたいと思いますし、併せまして文化・文化財の保護に関する事務を移管しなければならないとする、その必要性について今一度お示しを願えないでしょうか。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

このたびの文化及び文化財の保護に関する事務の市長部局への移管につきまして改めて御説明させていただきますが、現状何が悪いというふうなことよりも、さらに文化・文化

財の保護を市の政策のほうに生かしていきたいという思いから、今回移管をしようとするものでございます。

1月22日の日に総務政策委員協議会、それと教育民生委員協議会のほうをお開きいただきまして、その際に御説明しましたところでございますけれども、経緯としましては、法改正があったところから、未指定の文化財等も含めましてまちづくりに生かしながら、地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要だというふうな国としての背景も受けて、私どもとしましては、今回この条例を制定することで、文化・文化財を市長部局に移管することで、保存と活用とまちづくりと、この辺を総体的に進めていきたいというふうな思いから今回移管するものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございました。委員長にちょっとお願いをさせていただきたいんですが、この条例が可決されればですね、当然この事務そのものは市長部局に移管されるわけでございますけど、議会の中におきましては、議会の中の審査につきましてはですね、現在総務政策委員会が所管するような方向であるかなというふうに思っております。

最終的にそういうことが決定すれば、一度ですね、研修なり勉強会というふうなものを持っていただければありがたいなというふうに思っておりますので、その点一つ御配慮をいただきたいと思います。

◎小山敏委員長

質問はいいんですか、どうぞ。

○鈴木豊司委員

次にですね、現行の行政組織条例には、産業観光部の事務分掌としてですね、伝統文化の活用に関する事という規定がございます。また事務分掌規則におきましては、観光振興課の事務分掌でですね、伝統文化を活用したイベントに関する事という規定があるんですが、これらに規定するところの伝統文化の活用に関しまして、これまでにどのような実績を残されてきたのか、お見えになったら教えてほしいんですが、いないですか。

◎小山敏委員長

総務部長。

●江原総務部長

すみません、ちょっと担当の部局がおりませんので、ちょっと詳しいところが分かりかねますので、御容赦いただきますようお願いいたします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。それでは次に進めたいと思うんですが、せんだってですね、明和町と連携をして、これ観光のほうなんです、歴史文化を中心とした観光パンフレットが策定されております。そのように観光誘客課の事務分掌にはですね、誘客に係る広域的な連携ということもあります。それらを含めて、それと伊勢志摩定住自立圏での取組も含めましてですね、これからの産業観光部と情報戦略局のすみ分けというものをどのようにしていくのか、その点お考えがあれば教えてください。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

特段すみ分けというところあれですけども、現状も教育委員会のほうに文化がありながらも観光部局のほうとは連携もしております。

今回、市長部局のほうに文化の業務が移管されまして、情報戦略局のほうに文化政策課ということで移管するわけですけども、今のやり方をさらにもう一歩進めていきたいという思いがございますので、さらに連携を図るというふうなところでございます。

観光的に文化の情報を発信しようとするものでありましたら、これまでのように観光のほうで資料をつくったり、それからシティプロモーションというような位置づけでやろうということで文化のことを取り組む場合におきましてはシティプロモーション事業のほうでやったりということで、どれがどこというふうになんか線引きは難しいところがございますけれども、連携をしながら予算立てもさせていただきまして進めていきたいと思っております。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう一点すみません。予算説明資料にはですね、新たな組織として文化政策課という名称が出てきております。

この文化・文化財に関する事務を所管する新たな課とか係というものをですね、これから事務分掌規則のほうで定められていくのかなというふうに思うわけですが、現在その事務を所管する新たな体制といいますか、課とか係名あるいは職員の配置等、今確定されている部分があれば御披露をいただきたいと思っております。

◎小山敏委員長

職員課長。

●上田職員課長

事務分掌で係名を決めていくということになるんですけども、係の名前は文化振興係、それから文化財係という名前を予定しております。

職員の人数は、4月1日の人事異動でということになる、配置するということになるんですけども、基本的には現在文化振興課における職員、それがそのまま移管されるものだと考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今の職員12名ということの理解でいいですかね。

◎小山敏委員長

職員課長。

●上田職員課長

令和2年4月1日の職員数になりますけれども、正規職員、文化振興課8名でございます。会計年度任用職員が4名なっております。これは4月1日ですので、特に会計年度任用職員の人数はちょっと異動してるかもしれません。申し訳ございません。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

12名で了解しました。

◎小山敏委員長

鈴木委員よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第22号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第22号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

て」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第23号 伊勢市犯罪被害者等支援条例の制定について】

◎小山敏委員長

次に、47 ページをお開きください。

47 ページから 51 ページの「議案第 23 号 伊勢市犯罪被害者等支援条例の制定について」を審査願います。

御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

少し確認をさせていただきたいんです。第3条の第3項のところで、必要な支援が途切れることなく行われなければならない、というふうにうたってあるわけですけど、施策のほうでは予算のほうである程度の金額が何回というふうに出たんですけど、支援が途切れることなく行われなければいけないというんで、これどこが所管をしてやられるのか。部署はどこですかね。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

品川委員の御質問にお答えさせていただきます。市の中ではですね、総合窓口としまして危機管理課が総合窓口となります。それで、こういった犯罪被害者等に遭われた方の御相談、御支援等の関係する部署としましては、今年度も昨年度も関係部署で研修を行っておるんですが、庁内の中でもですね、子育ての支援の関係、それから女性、高齢者、障がい者支援の関係、健康、生活福祉の関係と多々あります。窓口としましては危機管理課になります。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

危機管理課として本来なら犯罪抑止とか、あちらのほうをちょっと力を入れてもらっとると思うんですけど、ここに2条の5に書いてあるんですけど、やっぱり犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済は別にして、そこら辺まで危機管理課がやってい

ただけるといふことによろしいでしょうか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

今、先ほど申しましたように、危機管理課のほうは防犯係がございまして、平時から警察、それから三重犯罪被害者総合支援センターとのつながりがございますので窓口とさせていただきます。

今、品川委員がおっしゃられた件とかですね、それ以外にも様々な御相談、御支援等は伴ってくると思いますので、そういった関係部署と調整させていただいて、進めさせていただくことで考えております。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

もう一つ根本的なことを聞きたいんですけど、この条例をするとき、いつの時点で犯罪が起きた。これっていうのは被害者のほうから市のほうに私は被害者ですという申入れをしてやられるのか、伊勢市のほうがそういう伊勢市で起きた犯罪に対して、自分のほうから手を差し伸べてどうですかと言いに行くんか、ちょっとそこら辺の入り口論がちょっと分からないんで、そこら辺だけ説明していただけますか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

それぞれいろんな事件がございます。事件があると警察が窓口というか動かれまして、警察のほうはですね、そういった三重県が条例を定めておるといふこと、それから今回伊勢市が条例を定めていること、総合的な窓口があるといふことを相談者、被害者、遺族、家族等に御説明をしていただきます。

先ほど申しました三重犯罪被害者総合支援センターにつきましては、公安委員会からの早期援助団体となっておりますので、相談者がセンターに、また相談者が市に、センターから市というふうな情報が入って、事件が起こってから動くような形になります。

また、事件が起こる前からこういった方々の相談といふのもスタートするケースもあります。内容によっては総合窓口で市のほうがお伺いしまして、その内容について警察に照会とか、弁護士会のほうに照会とか、それからセンターのほうに照会とか、そういった形でスタートするケースがございます。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私は三重県が警察のほうを全部持っておられるんで、三重県のほうからそういうことの犯罪被害者に対して、こういう施策がありますよ、こういう条例があつてこうですよということを説明されてですね、そこでやられたのを三重県のほうから伊勢市のほうに下りてきてというふうなイメージでおったんですけど。伊勢市のほうから、三重県はやらないけど伊勢市のほうから手を差し伸べに行くっていうこともやられるみたいな今の答弁やったと思うんですけど、それでよろしいでしょうかね。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

説明不足だったか分かりませんが、まず警察との連携は取っておりますので、警察のほうから伊勢市や県の今の条例とか支援内容等を説明していただいて、相談者の方が県へ、または市へというお話になってくると思います。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

これあくまで向こうの被害者の方々が相談に来られたから動くということでよろしいですか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

今のところそうです。その事件が起こって警察からの情報を得るところで考えております。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

なかなかプライバシーの問題もあつてですね、また犯罪者の気持ちがあつてですね、なかなか難しいんでね、そこら辺とかデリケートな部分があるんで、上手に取り組まんとですね、変に名前が出ていたりですね、別にこんなん要らんという、やっぱり被害を受けた人は、そのときの気持ちのほうが強くてですね、心がずどんと落ち込んだところに、何

か傷に塩を塗り付けるような感じですね、こんなことありましたねというのもちょっと非常に難しくデリケートな話なんで、条例は条例としてね、その後のほうの行動というのが非常に大切にやっていただきたいなと思っとるんですけど、その点はどうでしょうかね。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

品川議員がおっしゃられましたようにですね、そういった犯罪の被害を受けてる方々というのは、精神的にも、また体調的にも負担が起こっている状況ですので、一つ間違えれば市の職員、また県の職員、センターの職員によって、今の状況から二次被害を起こすというところも考えられます。

そのことから、やっぱり市の職員もですね、そういった方々に対しての心のケア、接し方ということは、今年度昨年度と研修をしておりますが、今後もそういった相談者、被害者等への対応については育成をしていく必要があると考えております、というところです。

◎小山敏委員長

はい、よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。私も少しお聞かせ願いたいんですが、ちょっと品川委員さんとかぶってくるかも分かりませんが、お許しいただきたいと思います。

この条例はですね、犯罪被害者等基本法に基づくものでございますが、県内におきましては、平成 25 年に娘さんを失うという被害に遭われました四日市在住の方がですね、各自治体に条例の制定を要請するというような活動もございまして、既に三重県をはじめ、多くの市町で制定がなされ、また制定に向けて準備を急いでいるという状況にあるということは承知をさせてもらっております。

そこで、まず始めにですね、全国の都道府県、また三重県内の市町での制定状況とその中におきまして特徴的な条例があればですね、ちょっと紹介をいただきたいと思うんですが。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

今この犯罪被害者支援条例の制定につきましては、全国都道府県で今 21 の都道府県が制定をしております。そのうちですね、この伊勢市のような支援金、給付金制度を設けた条例というのは三重県と岐阜県の 2 件でございます。

また、岐阜県につきましては支援金といいますか、これ激励金といいまして、岐阜県に

つきましては年1回ですね、親を亡くした遺児に対して、小学生は年1回1万5,000円、中学生は2万円、高校生は2万5,000円と、そういった形で未成年の年1回激励金というものを支給しております。

全国の状況でいいますと、今言いましたように支援金の支給等の条例は三重県と岐阜県となっております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

県内の市町はいかがですか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

すいません、県内の前にもう一つ、全国の中で、先ほど21都道府県と2県の支給と言いましたが、それ以外に3県がですね、山形県も含めて3県が貸付金制度というのをやっております。

県下の状況ですが、三重県の条例制定後ですね、今現在3市5町が条例を制定しておりまして、うち1市については理念条例だけで支援金等を含んでおりません。

また、この4月施行予定をしておる、伊勢市も予定しております状況は、4市7町がこの4月から条例の施行を予定しておりまして、その4市7町のうち、また1市については理念条例というところまでして、近々条例が制定されることになるのが7市12町となります。この7市12町のうち、支援金と助成金、伊勢市は見ておるんですが、支援金と助成金を見ておるのは伊勢市と四日市市の2市だけとなっております。全国的に県と市町の条例の中で支援金、助成金をダブルで見るとというのは、全国でも四日市と伊勢市というような状況になります。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それとですね、具体的な内容に入る前に一つ御所見を伺いたいと思うんですが、犯罪被害者等基本法の前文にですね、加害者に対しての話になってくるんですが、「もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは加害者である」というくだりがございます。そのくだりについてどのような御所見をお持ちかお聞かせ願えないでしょうか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

この法律のとおりですね、私どもというか第一義的に責任を負うのは加害者だと、そういったふうに認識しております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。ありがとうございます。

それとですね、今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪に遭われた後の被害者に対していかに支援をしていくかということ。それから、所管外になるんですが、先にパブリックコメントを終えております再犯防止推進計画につきましても、これは犯罪者に対して再犯を防ぐための環境をいかに整えようかというものでございました。最も大切というか基本となる部分は、先ほど品川委員がおっしゃっておったんですが、犯罪を起こさないための施策、犯罪抑止の施策ではないかというふうに思いますし、その辺りの議論がなかなか見えてこないのは残念に感じております。

今回提案いただく条例ではないんですが、犯罪被害者を支援すれば解決されるものではないというふうに思いますので、その点、犯罪抑止に対するお考えはいかがでしょうか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

お答えさせていただきます。伊勢市では、平成17年に伊勢市防犯活動の推進に関する条例を制定しまして、協議会を設置しております。その協議会の中で、市と自治会と伊勢市の自主防犯団体と伊勢度会地区生活安全協会、また伊勢警察署が一体となって犯罪抑止を目的とした安全で安心なまちづくり推進に取り組んでおるところでございます。

具体的には、市のパトロール以外にですね、自治会と自治会の中にある組織と自主防犯隊と合わせて約90の団体組織になってきますが、約2,200人ほどございます。その2,200人の方々が町内のパトロールや小学校の登下校の見守り隊を行っていただいております。

それと、伊勢市と警察と伊勢度会地区生活安全協会が合同でですね、地域の安全講習会や街頭での周知啓発等の活動を行っておったり、地域防犯組織の地域での育成というところに取り組んでおったり、そういった活動の補完ではないですが、自治会のほうに防犯灯、防犯カメラの設置の援助をしておる取組でございます。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございました。

それでは少し条文についてお聞かせをいただきたいというふうに思うんですが、まず第4条、市の責務規定の中に、支援のための施策を策定する、また支援体制の整備に努めるということで書かれておるんですが、施策並びに体制の整備につきまして、どのようにお考えになられておるのかお示しをいただきたいと思います。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

市の施策といいますと、先ほど品川議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、犯罪被害者等からの相談窓口、ワンストップの相談窓口を危機管理課に置きまして、被害者等への寄り添った体制を構築し、必要な情報提供や助言を行っていくというところを考えております。それとまた、犯罪被害に遭った直後の経済的な負担の軽減を目的とした支援金の支給や、日常生活の支援といったものと考えておりますし、市民等がこういった犯罪被害者の方々への理解を促進するための啓発活動や市の職員の人材育成というところを考えております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

次に、第5条なんですが、市民の責務、これにつきましては、この支援のための施策に関しまして市民に協力を求めています。市民は何をすればいいのか、また市民として何ができるのか、大変心配される部分ではないかなというふうに思うんですが、市民の皆様は何を求めようとしておるのか、その辺お尋ねをいたします。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

この条例を制定するに当たりまして、私どももそれまで無知でございましたんですが、いろいろ関係先やそれから被害に遭った御家族の方々の御意見等をお聞きしますと、無意識に市民の方から心ない言動、これは意識的なんだろうがインターネットを通じての誹謗中傷等により二次被害が発生してるのが多々ある、全国でも多々あるという状況でございます。

そういったことから、法では国民、県条例では県民、市の条例では市民に対しまして、

そういった方々の置かれている状況、それから支援の必要性を理解していただく、地域社会で支え合うことが重要である、重要性を理解することを求めるというところでございます。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次にですね、第8条でございます。

まず、第1号に家事等の支援とございますが、その等にはどのような内容の支援が含まれるのか教えてください。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

お答えさせていただきます。この家事というのは、調理や洗濯、掃除等の介助というところの家事でございます。この等には、子育て支援や一時預かりの支援等の一時保育を示しておるところでございます。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それらは恐らく市民が対象になろうかと思うんですが、市民が被害に遭われた後、転出された場合も対象になるのか、その辺はいかがですか。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

すみません、今の御質問ですが、被害に遭われた方が転出…。

◎小山敏委員長
転出した後も支援するのかということです。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

息子さんを亡くした親御さんがね、そのあと伊勢市におらへんで市外に出てった場合。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長
すみません、お答えさせていただきます。ここはですね、支援の対象といたしております引越し代とか、新たな生活の場の家賃補助を考えております。それは伊勢市外へ引越した場合です。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
ありがとうございます。
それとですね、第8号には、各号にそれぞれの支援の方法が記載をされておるんですが、支援金等の額の記載はありません。予算説明資料にはですね、支援金の額であったり、助成金の額の記載がされておるんですが、これからどのような形、どのような手続を経ましてそれぞれ額を決めていかれるのか、その点お聞かせください。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長
額につきましては、県下の状況、それから全国の状況、ほぼ同額程度を考えておりまして、そこは基準等も含めまして施行規則のほうで定めるものとしております。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
施行規則で額を決めるということでございます。そうしますと、我々が多いとか少ないとかいう議論に参加させていただく場はないということでは理解をさせてもらってよろしいですね。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長
申し訳ございませんが、そうでございます。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

先の予算特別委員会のほうで、三重県と伊勢市の双方からの支援が可能であるというようなことの確認をさせてもらうことができたんですが、その際ですね、その申請といいますか三重県あるいは伊勢市両方に申請が必要となるのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

申請につきましては、三重県の申請と伊勢市の申請とそれぞれ両方の申請が必要となってきます。

ただし、そういった被害に遭われた方の負担を軽減するために、相談時また申請時におきましては、事前に日程調整をさせていただいて、その席の場に三重県から委託を受けとるセンターの相談員を呼んで同席させまして、同時に三重県の申請と伊勢市の申請をこの伊勢市役所のほうで行うというふうに考えております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

先ほどですね、三重犯罪被害者総合支援センターという話があったかと思うんですが、そちらのホームページを見たときにですね、会員というのか構成されているメンバーが皆、民間の企業さんのような感じがしたんですけど、その中に官の参加がなかったような気がするんですが、その点はいかがですかね。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

そうですね、公益社団法人のこういった企業なんですが、ちょっと詳しくはすみません、申し訳ございませんが、警察からの出向者もおると聞いておりますし、何人か相談員がいるというところで聞いております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今度そのセンターに会費とか何か負担金とか出されるんですよね。どんな形ですんですか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

センターの負担金というのは、今回の犯罪被害者の条例を施行して初めて負担金を払うものではございません。これの負担金につきましては、このセンターが平成のちょっと今調べますが、立ち上げたときからですね、県下人口当たりに対して2.5円の負担金の算定のもと行っております。29の市町と三重県。それから三重県警察がその負担金を負担しておるといところでございます。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それと広報の関係で1件御指摘申し上げたいと思うんですけど、昨年11月15日号で犯罪を考える週間ということで、これは半ページ使って広報してもらったと思うんですけど、ええかな、この中で問合せ先にですね、この三重犯罪被害者総合支援センターと出てくるんですが、ここで名前が違ってます。総合が抜けてますんで。また見といてください。

◎小山敏委員長

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね、申請の手続というのは理解をさせていただきましたんですが、次にその申請をした後ですね、この申請に対する審査というものは行われるのかどうなのか。例えば審査があれば誰がどのような形で審査するのか、その辺を教えてください。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

まず、審査は行います。県と市がそれぞれで審査を行うものでございます。ただ、その審査といいますか、その審査内容につきましては、すでに県の審査内容がありますので、伊勢市も含めて各市町ともですね、三重県の審査項目と併せて審査を行います。

具体的な審査の内容としましては、その犯罪に遭われた方の住所登録や、それと医師の診断結果や、それと警察からのその方の身分、それとその事件事故の内容を確認したもの

が審査となります。

それで、三重県のほうが、この申請よりですね、そういった審査機関につきましては2週間以内で決定を行う。それで、その後1週間以内に被害者等への見舞金支給を行う行程でおりますので、私どものほうも三重県と合わせた形で支給を考えております。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
最後になります。

第11条にですね、支援を行わないことができる場合の規定がございます。この中で犯罪等を誘発した場合という部分は理解できるんですが、社会通念上適切でないと認める場合とはどんな状態を指すのか教えていただけないでしょうか。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

ここでいう社会通念上でございますが、幾つかいろいろなケースがあるんですが、まずこの見舞金、支援金、助成金等を支給した場合ですね、結果として直接的また間接的に加害者の財産として利益をもたらすおそれがある場合を想定しています。

それ以外に、それ以外というかそれを基本としまして、例えば家族内での犯罪行為とか、また集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属しているとき、または組織に属する者と密接な関係があるとき、そういったところのケースを考えております。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。ちょっと最初おっしゃったこと、ちょっと理解をようせんだんですけど。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

最初の説明といいますと、支援金支給金をいただくことによって加害者の財産として利益をもたらすおそれっていうところでしょうか。〔「具体的に」と呼ぶ者あり〕

具体的にはですね、計画的な犯罪とかですね、加害者に違法行為があったりとかですね、例えば一例ですが、事件後に加害者と被害者の遺族に当たる家族等の関係とかですね。

◎小山敏委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で「議案第 23 号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 23 号 伊勢市犯罪被害者等支援条例の制定について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第24号 伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、52 ページをお開きください。

52 ページから 61 ページの「議案第 24 号 伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この議案の第 2 条におきまして、伊勢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正がございます。その中で規程をですね、その他の諸規程に改めております。

昨年 12 月の定例会で、児童発達支援センターの利用に関する協議の中で、その他の規程の規定の仕方について議論をさせていただいたことがございます。

そのときにはですね、その他の規程は一つの用法であり、法令をつくる場合の法令用語、法でルール化されたものということで説明を受けております。最近でございます。それを踏まえてですね、今回規程をその他の諸規程に改めておるんですが、前回見解を示されましたその他の規程ではなくってその他の諸規程と諸が加えられております。この諸が意味するところは何なのか、その他の規程とその他の諸規程の相違点は何なのか、法でルール化されたその他の規程では駄目なのか、その点、御説明を願えないでしょうか。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

委員の質問にお答えします。昨年12月質問のほうをいただいたということは覚えております。その際に規程というものに用法が幾つかありまして、条項のまとまりを定めたものが規程という用法があります。その関係で、あの場合におきましては、条例規則その他の規程という表現で多分議案を記載させていただいたと思っております。

今回の場合につきましては、条例規則及びその他の諸規程ということで、条項のまとまりの規程のやつその他もろもろという意味でほかのものも含めてと、要綱とか内規とかを含めてそのものも含めてということで、今回諸規程ということで記載をさせていただいたものでございます。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その他の規程でもそういう解釈をできると思うんですけど。これ前回説明されたんですが、法でルール化されておるんやという説明やったやないですか。それを何で使わへんのかなと思うんですよ。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

その他の規程、この前の場合につきましては確かに言われたように地方自治法等でも同じような用法で使われておりました。

今回の場合については及びということが入っておる部分もございまして、その他の諸規定ということで、もろもろのということで、今回は諸を入れさせていただいておるという形になります。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もろもろのと読んどるだけですよね。もうへ理屈にしか聞こえません。

最後にですね、この宣誓書の内容でございまして。一般職員は日本国憲法の尊重のみでの規定になってます。消防職員にありましては法律の尊重と命令、条例、規則及び規程の忠実なる用語が加えられております。同じ伊勢市の職員でありながら、なぜ一般職員と消防

職員を区別する必要があるのかなというふうに思っております。

私、思いますのは、ほかの消防本部で見られますようにパワハラ的事象が見受けられますが、この宣誓書そのものですね、昔からの悪しき上下関係、その名残じゃないかなというふうに思うところがあるんです。伊勢市の職員として、当然に団体権とか交渉権の放棄という部分は必要になってくると思うんですが、この法の遵守部分におきましては同じ、伊勢市の職員も消防職員も同じ内容でいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺のお考えはいかがですか。

◎小山敏委員長

職員課長。

●上田職員課長

今回の職員の宣誓につきましては、職員の倫理、そういう部分を自覚を促すことを目的としておるものではございます。その中で、消防職員という部分で一般の職員とまた違った部分での業務、それから意識、そういうのが必要であると考え、別の宣誓書とさせていただいております。以上でございます。

◎小山敏委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

すみません、補足をさせていただきます。消防職員ですもんで、当然消防現場において破壊消防とか人の住居に対して制限を加えるという場面があります。当然それは人命尊重ということで、特に責任感といいますか、その点、消防の任務の重大さ重要さ、責任を表したということでこういう条文というか、宣誓書の条文になっとるかというふうに考えております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もうよろしいですけど、そういう命令とか条例、規則、規程とそういうのを入れることによってその責任の重大性というものが出てくるかどうか、その辺すごく疑問なんですけど、また、後ほどまた他市の状況も見ながら御検討もいただければと思います。以上です。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第24号の審査を終わります。

続いて討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 24 号 伊勢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
会議の途中ですが、10 分間休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 07 分

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【議案第 25 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、62 ページをお開きください。

62 ページから 71 ページの「議案第 25 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 25 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 25 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第 26 号 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、72 ページをお開きください。

72 ページから 76 ページの「議案第 26 号 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 26 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 26 号 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第 27 号、伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎小山敏委員長

次に、77 ページをお開きください。

77 ページから 79 ページの「議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 27 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 27 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

上記署名する。

令和 3 年 3 月 16 日

委 員 長

委 員

委 員